

オルトートルイジンを取り扱う業務における健康障害の状況と 健康管理手帳における取扱について

1. 現状

現在、オルトートルイジンに関しては、健康管理手帳の交付対象の業務となっていない。

オルトートルイジンについては、平成 27 年 12 月以降、当該物質を取り扱う事業場において膀胱がんの集団発生が見られ、緊急の健康診断の実施を含めた健康障害防止対策の徹底について関係団体に要請するとともに、労働局、労基署により全国の取扱事業場の個別指導を実施したところである。

これらを受け、当該物質のリスク評価を行い、特定化学物質障害予防規則等の改正により、平成 29 年 1 月から特定化学物質として、ばく露防止対策等を義務づけるとともに、主として膀胱がんの予防、早期治療のため特殊健康診断の実施を義務づけている。

さらに、退職者も含め、労災認定者等が引き続き増加する状況にあるため、オルトートルイジン(これをその重量の 1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、取り扱う業務について、健康管理手帳の交付対象とすべきかどうか検討する必要がある。

2. 健康管理手帳3要件の検討

①安全衛生の立場から法令上の規制

- ・ 「オルトートルイジン」については、国際的にも IARC(WHO 国際がん研究機構)の評価において、Group 1「ヒト発がん性がある」に分類されている。
- ・ すでに特定化学物質障害予防規則等により、特定化学物質の特定第 2 類物質、特別管理物質に指定され、取扱事業場において発散抑制措置、作業主任者の選任、作業環境測定、特殊健康診断等が義務づけられている。

②疾病(がんその他の重度の健康障害)が業務に起因する疾病として認められていること

- ・ 今般、労働基準法施行規則第 35 条専門検討会が開催され、オルトートルイジンに係る業務に起因する膀胱がんが業務上疾病として認められ、同令別表第 1 の 2 に掲げられる予定。

③当該物質等の取扱い等による疾病(がんその他の重度の健康障害)の発生リスクが高く、今後も当該疾病の発生が予想されること

- ・平成27年度以降、平成30年度現時点で12件の労災請求がなされ、その内11件が業務に起因する疾病として労災認定されている。残り1件も調査中であり、高い確率で労災認定がなされている。

以上より、健康管理手帳の交付対象に係る3要件とも満たしていると考えられる。

労災認定疾病名	労災認定件数 (同請求件数)			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
オルトートルイジンを製造し、又は取り扱う業務(仮称)	0 (5)	7 (6)	3 (1)	1 (0)

3. 交付対象業務について

交付対象業務の範囲については、特化則による特殊健康診断の適用対象業務が「オルトートルイジン(これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務」であり、この範囲のうち、健康障害を発生させるおそれの低い業務はリスク評価検討会等においても特段指摘されていないことから、健康管理手帳の交付対象業務もこれに合わせることを適切と考えられる。

4. 交付要件について

① 対象業務に従事した期間(ばく露期間)について

オルトートルイジンへのばく露期間と膀胱がん発生との因果関係については、参考資料3の「芳香族アミン取扱事業場で発生した膀胱がんの業務上外に関する検討会報告書」によると、ばく露期間別に膀胱がんの発症リスクをみると、10年以上のばく露で有意差が認められた。 5年以上10年未満のばく露では、統計的に有意に至っていないが、膀胱がんの発症に関与していることが示唆された。 5年未満のばく露での膀胱がん症例も報告されているが、症例数も少なく、研究対象も偏っていた。

潜伏期間をみると、オルト-トルイジンのばく露開始から膀胱がんの発症までの潜伏期間については、20年以上で有意に増加するとの報告が多いが、ばく露開始後10年以上20年未満の発症例の報告も認められ、少なくともオルト-トルイジンのばく露開始から10年以上経過した後、膀胱がんは発症するものと考えられる。

これらのことから、オルト-トルイジンのばく露業務に10年以上従事した労働者で、ばく露開始後10年以上経過して発症した膀胱がんについては、業務が相対的に有力な原因となつて発症した蓋然性が高いと考えられる。また、オルト-トルイジンのばく露業務への従事期間又は膀胱がん発症までの潜伏期間が10年に満たない場合は、作業内容、ばく露状況、発症時の年齢、既往歴の有無などを総合的に勘案して、業務と膀胱がんとの関連性を検討する必要がある。

② 労災認定者のばく露期間

- ・労災認定された11名について、ばく露期間の最大が25年3ヶ月、最小で6年6ヶ月、平均ばく露期間は15.3年であった。

(参考)労災認定された11名のばく露期間分布

6年以上 7年未満	・・・1名
7年以上 8年未満	・・・1名
8年以上 9年未満	・・・1名
9年以上 10年未満	・・・0名
10年以上 11年未満	・・・0名
11年以上 12年未満	・・・1名
12年以上 13年未満	・・・0名
13年以上 14年未満	・・・0名
14年以上 15年未満	・・・0名
15年以上 16年未満	・・・2名
16年以上 17年未満	・・・0名
17年以上 18年未満	・・・0名
18年以上 19年未満	・・・2名
19年以上 20年未満	・・・0名
20年以上	・・・3名

③ 交付要件

従事期間が労災認定事案でも最短6年6か月、参考資料3では最短5年未満もあったとのこと、また、ベンジジン等他の膀胱がん事案

の交付要件が3か月以上であること等に鑑み、予防・早期治療の有効性を高めるため、交付要件となる従事期間は5年以上としてはどうか。